

# 広告基本約款

## 第1条 (用語の定義)

本約款において使用する用語の定義は、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 「ロゴガイド」とは、株式会社ロゴガイドをいいます。
- (2) 「掲載希望者」とは、広告掲載等の実施を希望する者をいいます。
- (3) 「利用者」とは、ロゴガイドと広告掲載等契約を締結した者をいいます。
- (4) 「対象メディア」とは、ロゴガイドまたはロゴガイドが別途指定する第三者が運営または配信等を行うウェブサイト及びアプリケーションその他のメディアをいいます。
- (5) 「広告掲載」とは、対象メディア上での広告の掲載及びタイアップ企画の実施をいいます。
- (6) 「広告掲載等」とは、広告掲載及び広告掲載に関して行われるコンテンツの制作の総称を言います。
- (7) 「広告掲載等契約」とは、広告掲載等を目的とした契約をいいます。
- (8) 「本件申込書」とは、広告掲載等契約の申込みに用いるロゴガイド所定の書式の書面または電磁的記録をいいます。
- (9) 「本約款」とは、広告基本約款及び別途ロゴガイドが定める広告基本約款に付随する個別約款の総称をいいます。
- (10) 「掲載広告」とは、広告掲載のために対象メディア上に掲載される文章、画像、動画、音楽その他のコンテンツの集合をいいます。
- (11) 「掲載広告素材」とは、掲載広告に含まれる個々の文章、画像、動画、音楽その他のコンテンツをいいます。
- (12) 「広告内容等」とは、広告掲載等の対象となる商品及びサービス、利用者が提供した掲載広告、利用者が指定または提供した掲載広告素材並びに広告掲載によって対象メディアからリンクされるリンク先のウェブサイト及びアプリケーションその他のメディアの内容の総称をいいます。
- (13) 「広告料金」とは、広告掲載等の消費税別対価をいいます。

## 第2条 (総則)

1. 本約款は、広告掲載等に関して適用される契約条件を定めています。
2. 広告掲載等の申込みに際しては、本約款に定められた内容に同意する必要があります。本約款に同意できない内容が含まれている場合、掲載希望者は、広告掲載等の申込みを行うことはできません。
3. 広告掲載等契約の契約条件は、本約款及び本件申込書に定めるとおりとします。

4. 本件申込書の定めと本約款の定めとが異なる場合は、本件申込書の定めを優先して適用します。
5. 広告基本約款の定めと別途ロゴガイドが定める広告基本約款に付随する個別約款の定めとが異なる場合は、個別約款の定めを優先して適用します。

### **第3条 （広告掲載等契約の成立）**

1. 掲載希望者は、別途ロゴガイドが承諾した場合を除き、広告掲載等の申込みを、本件申込書を用いて行わなければなりません。
2. 掲載希望者からの広告掲載等の申込みに対して、ロゴガイドが承諾の意思表示をしたときに、本約款と本件申込書の内容を契約条件とする広告掲載等契約が成立します。
3. 掲載希望者からの広告掲載等の申込みに応じてロゴガイドが広告掲載等を開始した場合、ロゴガイドは広告掲載等の申込みに対する承諾の意思表示をしたものとみなします。
4. 広告掲載等契約の成立後も、ロゴガイドは、利用者に通知することにより、広告掲載等の開始日を変更できるものとします。

### **第4条 （掲載広告の入稿方法）**

1. 広告掲載等契約に掲載広告の制作が含まれない場合、利用者は、ロゴガイドが指定する日時までに、ロゴガイドが別途指定する形式及び条件（広告掲載基準等を含みますが、これに限りません）を満たす掲載広告を、ロゴガイドが別途指定する方法でロゴガイドに提供（以下「広告入稿」といいます。）しなければなりません。
2. 掲載広告に二次元コード（QRコードを含みますが、これに限りません。）を使用する場合は、事前にロゴガイドに通知しなければなりません。
3. 広告掲載等契約に掲載広告の制作が含まれる場合であって、掲載広告素材の全部または一部を利用者が指定または提供するときは、利用者は、ロゴガイドが指定する日時までに、ロゴガイドが別途指定する形式及び条件を満たす掲載広告素材を、ロゴガイドが別途指定する方法でロゴガイドに指定または提供（以下「素材提供」といいます。）しなければなりません。
4. 第1項から第3項に従った広告入稿または素材提供が行われなかった場合、ロゴガイドは、広告入稿または素材提供が完了するまで広告掲載等契約に基づく義務の履行を中止し、必要に応じて掲載広告の制作の納期及び広告掲載期間等を変更できるものとします。この場合、利用者は、当該中止または変更に関し、損害賠償または広告料金の減額その他の請求を行うことはできません。
5. ロゴガイドは、広告入稿を受けた後、掲載広告の広告審査を行うことができるものとします。ロゴガイドは、広告審査の結果、掲載広告を修正する必要があると判断した場合、利用者にその旨を通知します。利用者は、かかる通知を受けた場合、必要な修正を行い、再度広告入稿を行わなければなりません。なお、ロゴガイドが掲載広告の修正を

求めなかった場合であっても、利用者は、これを理由として広告掲載等契約上の責任その他の責任を免れることはできません。

6. ロコガイドは、素材提供を受けた後、掲載広告素材の審査を行うことができるものとします。ロコガイドは、審査の結果、掲載広告素材を修正する必要があると判断した場合、利用者にその旨を通知します。利用者は、かかる通知を受けた場合、必要な修正を行い、再度素材提供を行わなければなりません。なお、ロコガイドが掲載広告素材の修正を求めなかった場合であっても、利用者は、これを理由として広告掲載等契約上の責任その他の責任を免れることはできません。
7. 広告入稿または素材提供の再実施により広告掲載等の開始が遅延した場合であっても、利用者は、当該遅延に関し、損害賠償、広告料金の減額または広告掲載等の期間の延長その他の請求を行うことはできません。

## **第5条 （二次利用）**

利用者が、ロコガイドが制作した掲載広告の二次利用を行う場合は、二次利用の可否及びその条件について、ロコガイドが別途指定する条件に従わなければなりません。

## **第6条 （広告内容の変更）**

1. ロコガイドは、広告掲載等契約が成立した後も、広告内容等が広告掲載等契約の定め違反し、またはそのおそれがあると判断した場合、利用者に広告内容等の変更を求め、または自ら広告内容等を変更できるものとします。なお、ロコガイドが広告内容等の変更を求め、または自ら変更しなかった場合であっても、利用者は、これを理由として広告掲載等契約上の責任その他の責任を免れることはできません。また、ロコガイドが自ら広告内容等を変更したことにより利用者が損害を被った場合であっても、利用者は、当該変更に関し、損害賠償または広告料金の減額その他の請求を行うことはできません。
2. 前項に規定する場合、ロコガイドは、広告内容等が広告掲載等契約の定め違反し、またはそのおそれがある状態が解消されたと判断するまで広告掲載等契約に基づく義務の履行を中止し、必要に応じて掲載広告の制作の納期及び広告掲載期間等を変更できるものとします。この場合、利用者は、当該中止または変更に関し、損害賠償または広告料金の減額その他の請求を行うことはできません。

## **第7条 （広告料金）**

1. 広告料金の金額及び支払期日は、本件申込書に定めるとおりとします。
2. 第1項の規定に関わらず、広告掲載等契約が解除または解約された場合の広告料金の支払期日は、広告掲載等契約が解除または解約された月の末日とします。

3. 利用者は、広告料金の支払期日までに、ココガイドが指定する金融機関の口座に現金を振り込む方法により、広告料金及びこれにかかる消費税相当額をココガイドに支払わなければなりません。
4. 第3項の支払いに要する手数料は、利用者が負担しなければなりません。

## 第8条 （支払遅延の効果）

1. 利用者による広告料金及びこれにかかる消費税相当額の全部または一部の支払いが遅滞した場合、ココガイドは、利用者と締結した広告掲載等契約及び遅滞のあった時点で成立しているその他の契約に基づくすべての義務の履行を、広告料金及びこれにかかる消費税相当額の全額について支払いがなされるまで中止し、必要に応じて納期及び広告掲載期間等を変更できるものとします。この場合、利用者は、当該中止または変更に関し、損害賠償または広告料金の減額その他の請求を行うことはできません。
2. 利用者は、広告料金及びこれにかかる消費税相当額の全部または一部の支払いを行わない場合、ココガイドに対し、実際の支払日まで、その日数に応じて年利14.6%の遅延損害金を支払う義務を負います。

## 第9条 （広告内容に関する保証）

1. 利用者は、広告内容が以下の各号のいずれにも該当しないことを保証します。
  - (1) 暴力、賭博、麻薬、売春等の犯罪を肯定・美化・助長する恐れのあるもの、犯罪的行為に結び付くもの、風紀を乱したり、犯罪を誘発する恐れのあるもの
  - (2) 醜悪、残虐、猟奇的なもの、その他不快感を与える恐れのあるもの
  - (3) 卑猥性の高いもの、コンプレックスを刺激しまたは不快感を感じる内容のあるもの
  - (4) 風紀を乱し、または犯罪を誘発する恐れのあるもの
  - (5) 公序良俗に反する恐れのあるもの
  - (6) 犯罪的行為に結び付く恐れのあるもの
  - (7) 第三者の財産、プライバシーを侵害する恐れのあるもの
  - (8) 第三者に不利益を与える恐れのあるもの
  - (9) 第三者を誹謗中傷するもの
  - (10) 身体や気分を害する恐れのあるもの
  - (11) ココガイドが広告掲載等を不可としているサービス、商品に関するもの
  - (12) 法律（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律及び不当景品類及び不当表示防止法を含みます。）、政令、省令、条例その他規則、行政指導、各業界団体の定める広告に関しての自主規制、JIAAの定める規則及びガイドライン等などに違反するもの。またはその恐れのあるもの

- (13) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の定め、厚生労働省の承認・通知等の範囲を超え、医学薬学の学問的根拠がないとみなされる、効能、効果、性能を表示する商品や内容
- (14) 掲載広告の表現と掲載広告のリンク先の内容との間の関連性が低いもの
- (15) 掲載広告または掲載広告のリンク先の内容の有用性が低いもの
- (16) 明示的もしくは黙示的に競合商品または競合サービスを明示し、または競合商品または競合サービスを示唆した上での比較表現、実証されていない事項を挙げる比較表現、不公正な基準その他の不合理な比較表現が含まれるもの
- (17) 投機、射幸心を著しく煽る恐れのあるものまたは警告イメージ等の強迫観念を煽る恐れのあるもの
- (18) 非科学的、または迷信に類するもので、媒体利用者を惑わせたり、不安を与えたりする恐れのあるもの
- (19) 氏名、写真、談話及び商標権、著作権等を無断で利用したもの
- (20) 内外の国家、民族などの尊厳を傷つける恐れのあるもの
- (21) 欺瞞的なものなど、いわゆる悪質商法によるもの
- (22) 特定の宗教や政治に関するもの
- (23) 紙幣、通貨（またはそれに類似するもの）を連想させる恐れのある表現が含まれるもの
- (24) ロコガイドにおいて広告掲載不可としているサービス、商品に関するもの
- (25) ロコガイドまたは対象媒体と競合する会社、サービスに関するもの
- (26) ロコガイドまたは対象媒体の運営を妨げるもの
- (27) その他ロコガイドまたは対象媒体の品位を損なうと判断されるもの
- (28) 過去に本広告掲載基準に違反した申込者からの出稿（当該違反が是正されたところロコガイドが判断した申込者を除きます。）
- (29) 広告の主体者が不明瞭なもの。または広告の主体または内容その他につき責任の所在が不明確なもの
- (30) ロコガイドが主体的に広告しているとの誤認を与える恐れのあるもの
- (31) ロコガイドが運営する媒体のロゴ・テキストの表記やそれらと混同する恐れのあるもの
- (32) 内容およびその目的が不明確または視認困難なもの
- (33) 内容に虚偽や不当・誇大表示があり、誤認・錯誤される恐れのあるもの
- (34) 合理的な根拠（実証されていない根拠を含みます。）に基づかない、または合理的な根拠を明示していない客観的評価が含まれるもの
- (35) 車両等（自動車、電動機付き自転車及び軽車両を含みます。）とアルコール飲料を同時に掲載するもの
- (36) 選挙運動またはこれに類似する行為（公職選挙法に違反するか否かを問いません。）を含むもの

- (37) 警告表現を含むもの
  - (38) ロコガイドが別途指定する基準を超えて振動または点滅するコンテンツを含むもの
  - (39) 下記状態の際にテキストが視認不可能なもの
    - (a) gif/jpg 60KB
    - (b) flash 100KB
  - (40) バナーまたはリンクのクリック等の明示的な遷移意図を伴わない場合におけるページの遷移またはポップアップの表示
  - (41) 対象メディアのユーザーが掲載広告のマウスオーバーエリアと判断できる対象に対してマウスオーバーの動作を行った場合以外の場合にマウスアクションが行われるもの
  - (42) 対象メディアのユーザーが掲載広告のクリックエリアと判断できる対象に対してクリックの動作を行った場合以外の場合にクリックアクションが行われるもの
  - (43) 対象メディアのユーザーがその意思により広告のアクションを行った場合以外の場合に広告アクションが行われるもの
  - (44) マウスアクションにより、特定のサイトへジャンプするまたはポップアップが立ち上がるもの
  - (45) マウスカーソルの変形、変色、拡大、縮小、消失など、ユーザーの混乱を招く動作を含むものその他新たな操作概念を創出するもの
  - (46) ロコガイドが掲載したコンテンツまたは掲載媒体内のコンテンツと誤認または混同される恐れのあるもの
  - (47) OSまたはブラウザの機能を模倣しているもの
  - (48) 実際に機能しない二次元コードを使用しているにもかかわらず、機能しない旨を記載していないものまたは機能しないことが外見上明らかにわからないもの
  - (49) その他、ロコガイドが不適切と判断したもの
2. 利用者は、第1項各号の一に違反した場合、当該違反によりロコガイドが被った損害を、ロコガイドに賠償する責任を負います。
  3. 第三者からロコガイドまたはロコガイドの顧客に対し、広告内容に関連する損害賠償その他の請求がなされた場合においてロコガイドが要求したときは、利用者は、利用者の責任及び費用負担においてこれ解決する責任を負います。但し、当該請求がロコガイドの責に帰すべき事由に起因する場合はこの限りではありません。

## 第10条（競合調整）

ロコガイドは、ロコガイドが事前に書面にて承諾した場合を除き、広告掲載等に関して、競合調整（類似商品・サービスに関する複数の広告が同一時期に掲載されないこと等を目的として掲載時期等の調整を行うことをいいます。）を行いません。

## 第11条（解約）

利用者は、広告掲載等契約の成立後も、以下の各号の金額を支払うことを条件に、広告掲載等契約を解約することができます。

- (1) 口コミガイドによる制作業務を伴わない広告掲載等について、広告掲載等の開始日の15日前の日までに解約する場合：  
当該広告掲載等にかかる広告料金の50%相当額（1円未満切り上げ）
- (2) 口コミガイドによる制作業務を伴わない広告掲載等について、広告掲載等の開始日の15日前の日以降に解約する場合：  
当該広告掲載等にかかる広告料金の100%相当額
- (3) 口コミガイドによる制作業務を伴う広告掲載等について、広告掲載等の開始日の90日前の日までに解約する場合：  
当該広告掲載等にかかる広告料金の50%相当額（1円未満切り上げ）
- (4) 口コミガイドによる制作業務を伴う広告掲載等について、広告掲載等の開始日の90日目の日以降に解約する場合：  
当該広告掲載等にかかる広告料金の100%相当額

## 第12条（契約の解除）

1. 相手方が次の各号の一に該当した場合、各当事者は、相手方への催告その他何らの手続きを要することなく、広告掲載等契約を解除することができるものとします。
  - (1) 第9条（広告内容に関する保証）に違反した場合
  - (2) 広告掲載等契約（第9条（広告内容に関する保証）を除く。）または口コミガイド及び利用者間のその他の契約に違反し、催告にもかかわらず速やかにかかる違反が改善しないとき
  - (3) 差押え、仮差押え、仮処分、強制執行、競売、租税滞納処分、あるいは営業免許取消などの公権力の処分を受けたとき
  - (4) 特別清算、民事再生、会社更生、破産等の法的倒産手続き開始の申立てがあったとき
  - (5) 手形または小切手を不渡りにしたとき
  - (6) 財政状態が悪化したと判断することが合理的な事象が発生したとき
  - (7) 広告掲載等を継続することが自己の信頼を阻害するおそれがあると判断することが合理的な事象が発生したとき
2. 相手方が前項の各号の一に該当した場合、各当事者に対して相手方が負担する一切の金銭債務（広告掲載等契約における債務に限りません。）に関する期限の利益は直ちに喪失します。

## 第13条（免責）

1. 停電・通信回線の事故・天災等の不可抗力、通信事業者の不履行、インターネットインフラその他サーバー等のシステム上の不具合、緊急メンテナンスの発生など自己の責に帰すべき事由以外の原因により広告掲載等契約に基づく債務の全部または一部を履行できなかった場合、各当事者は、当該不履行に関する責任を免れるものとします。
2. ロコガイドによる円滑な事業遂行のために広告掲載等契約に基づく債務の全部または一部の履行を中断または中止する必要がある場合において、ロコガイドがその必要な限度において当該債務の履行を中断または中止したときは、ロコガイドは、当該中断または中止による損害賠償その他の責任を負わないものとします。
3. 広告掲載期間の初日、及び広告掲載期間中において掲載広告を変更した場合における変更後の掲載広告の掲載初日の午前10時から正午までの間は広告掲載調整時間とし、当該調整時間内の不具合その他の債務不履行について、ロコガイドは責任を負いません。
4. 掲載広告の掲載中に、当該広告内容に含まれるリンク先に不具合が発生した場合、ロコガイドは、当該不具合が解消されたことをロコガイドが確認するまで、広告掲載等契約に基づく義務の履行を中止し、必要に応じて広告掲載等の期間等を変更できるものとします。この場合、利用者は、当該変更に関し、損害賠償または広告料金の減額その他の請求を行うことはできません。
5. ロコガイドは、広告掲載等契約に関連して、間接損害、特別損害、現実に発生していない損害及び逸失利益にかかる損害を賠償する責任を負いません。
6. 広告掲載等契約に関して、ロコガイドが利用者に対し損害賠償責任を負う場合、当該賠償額は、損害賠償責任に関する広告掲載等契約における広告料金を損害賠償責任の上限とします。

## 第14条（秘密保持義務）

1. 各当事者は、広告掲載等契約に関し知り得た相手方の情報について、相手方の書面による承諾を得ない限り、第三者に開示、漏洩し、または広告掲載等契約と関係のない目的のために使用してはなりません。
2. 以下の各号に該当する情報については、前項の規定は適用されません。
  - (1) 広告掲載等契約に関して知得する前に公知となっていた情報またはすでに知得していた情報
  - (2) 広告掲載等契約に関して知得した後に、自己の責に帰せざる事由により公知となった情報
  - (3) 広告掲載等契約に関して知得した秘密情報によらず独自に創出した情報
  - (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報

## 第15条（反社会的勢力との取引排除）

各当事者は、以下の各号について表明し、保証します。

- (1) 自己もしくは自己の役員、重要な地位の使用人、これに準ずる顧客等、または経営に実質的に影響力を有する株主等(以下「自己の役員等」といいます。)が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、団体またはその関係者、その他反社会的勢力(以下総称して「反社会的勢力」といいます。)ではなく、過去に反社会的勢力でなかったこと、また今後もそのようなことはないこと
- (2) 自己または自己の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しておらず、また今後もそのようなことがないこと
- (3) 自己または自己の役員等が、反社会的勢力を利用していないこと、また今後もそのようなことはないこと
- (4) 自己または自己の役員等が、反社会的勢力に対して賃金等を提供し、または便宜を供給するなど、反社会的勢力の維持運営に協力し、または関与していないこと、また今後もそのようなことはないこと
- (5) 利用者は、自己または第三者をして、口コミガイド及び口コミガイドの役職員、株主、関係会社、親会社、顧客、取引先等の関係先(以下「関係先等」といいます。)に対し暴力的行為、詐術、驚異の言辞を用いず、相手方及び相手方の関係先等の名誉や信用を棄損せず、相手方及び相手方の関係会社等の業務を妨害しないこと

## 第16条（合意管轄）

広告掲載等契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## 第17条（準拠法）

広告掲載等契約の解釈等については、日本国法が適用されるものとします。

## 第18条（本約款の変更）

口コミガイドは、いつでも本約款を変更することができます。但し、既に成立している広告掲載等契約については、当該広告掲載等契約にかかる本件申込書記載の申込日における本約款の各条項が適用されます。

以上

2020年2月1日 制定  
2022年4月1日 改定